

第1回久留倍官衙遺跡整備検討委員会 会議録要旨

1 日 時 平成23年7月6日(水) 15:00~17:00

2 場 所 四日市市役所 11F 第4委員会室

3 出席者(順不同・敬称略)

【委員】

伊藤 久嗣、岡田 登、山中 章、黒崎 直、箱崎 和久、中森 ゆき子

【アドバイザー】

久留倍遺跡運営委員会 古市 立美、古市 充雄、富田 敬子

三重県教育委員会 社会教育・文化財保護室 上村 安夫(副室長)、伊藤 文彦(技師)

【事務局】

水越 利幸(教育長)、田代 和典(副教育長)、伊藤 幸子(社会教育課長)、

川尻 秀納(社会教育課長補佐)、中本 淳(文化財係長)、田中 信太郎、

佐々木 裕、赤松 一秀、清水 政宏

4 傍聴者 2名

5 会議録(要旨)

事務局	委員長選任まで、事務局において進行をさせていただきたい。
教育長	(1)水越教育長挨拶 整備にあたっては、地域の魅力を情報発信して多くの人に知ってもらうよう、整備後を見据えて計画を立てて進めていきたい。その為に、委員の先生方には、様々な観点からご指導をいただけるよう、お願いしたい。
事務局	(2)久留倍官衙遺跡整備検討委員会設置と委員委嘱 本委員会の要綱については資料1(p1)をご覧ください。第2条に本委員会の所掌事項が、第4条に任期が、第6条には会議の公開が謳われている。本委員会の資料や会議録については、ホームページ上で公開する予定である。 今年度の基本設計の策定のフローについては資料3-1(p3)をご覧ください。教育委員会事務局や資料4(p5)にあるような庁内に設置した久留倍遺跡保存活用事業推進プロジェクトチームにおいて基本設計・活用計画の案を作成し、地元組織による提案や、資料3-2(p4)にあるような意見募集などを実施し、本委員会のご指導・ご助言を得ながら基本設計の公表を行っていきたい。
委員	(特に意見なし)
事務局	(3)委員紹介 資料2(p2)にて順次、委員・アドバイザー・事務局を紹介。

(4) 委員長・副委員長の選出

要綱第5条に基づき、山中章委員を委員長、黒崎直委員を副委員長に選出する。

(5) 報告事項

A委員

事項書にそって、これまでの経緯と計画について事務局より報告してください。

事務局

資料5(p6)をご覧頂きたい。平成11年度から北勢バイパス関連などの発掘調査を21年度までに17次にわたって行ってきた。16年度から18年度にかけては、北勢バイパスのルート変更が行われ、平成18年7月28日付で国の史跡に指定された。17年度と18年度には「基本計画書」を策定し、その後、20・21年度には史跡整備の為の学術調査を実施した。22年度には市の総合計画に久留倍官衙遺跡の整備を位置づけ、23年度から総合計画にそった史跡整備を進めていく。資料6(p7~10)もあわせてご覧頂きたい。23年度は全体の基本設計の策定と史跡地外の実施設計を行い、24年度から現地整備を進め28年度の完成を目指していく。

A委員

確認事項等何かご意見はありますか？発掘調査成果は新しく委員になった委員に渡っていますか？

事務局

委員の先生方には『久留倍遺跡4』という最新の報告書を配布している。

B委員

資料4(p5)にプロジェクトチームの構成員があるが、自然保護や環境保全に関する部局はどれにあたるのか？環境部局はあるのか？関係がないということが入っていないのか？

事務局

環境部局はあるが、入っていない。公園整備という形で都市整備部市街地整備・公園課が入っている。公園整備、財政、市民活動、観光の中でのプロジェクトチームとして構成した。毎年構成しているが、必要があれば更新していきたい。

B委員

わかりました。検討してください。

アドバイザー-1

史跡地内と史跡地外の面積はどれだけか？

事務局

史跡地内は約21,000㎡、史跡地外は約5,000㎡。

(6) 協議事項

A委員

現時点での事務局の調査成果に基づく変遷案を資料に基づいて説明していただくが、新しく入った委員の方は聞き慣れない言葉が出てくると思う。

人の住んでいた建物やゴミの捨てた跡や川や溝が出てくるが、そこに遺物が入っており、基本的に年代を推定する。今回の場合はほとんど建物であり、地面に穴をあけて直接柱を埋めて建てるのだが、そこにはなかなかゴミが入らないので年代が分からない。古代において時期が違くと建物方位(棟方向)がずれるということを考え判断する。

では事務局の方から変遷案と遺構整備方針(案)を説明してください。

事務局

資料7(p11)と別添の久留倍遺跡遺構配置図(変遷案)をご覧ください。久留倍遺跡は、弥生時代から室町時代までの遺構が見つかった。その中でも、一番華やかな時代の古代、奈良時代の性格をしっかり位置付けして整備に望みたい。

時期変遷の検討は、建物の重複関係、建物の方位、出土遺物の年代などをもとに行った。時期の変遷は、期(赤)・期(青)・期(黄)の時期変遷を想定した。各時期はさらに小期として - 期・ - 期、 - 期・ - 期・ - 期、 - 期・ - 期・ - 期に分かれる。

各時期の年代感と遺構の性格は、 - 期は7世紀末から8世紀初頭でプレ 期としてとらえ、官衙がはじまる時代、評衙の可能性も想定している。 - 期は8世紀の前半で郡衙政庁を想定している。 - 期から - 期は8世紀前半から8世紀後半で、長大な東西棟(屋)を中心とした建物群で、一時期、聖武天皇東国行幸に関連して使われた可能性も想定している。 - 期から - 期は8世紀後半から9世紀末で正倉院(別院)を想定している。

資料8-1(p12)と資料8-2(p13・14)をご覧ください。これらの各時期の変遷案をもとに、遺構の整備方針を考え、復元、表示等を行う遺構は、 - 期と - 期とし、 期については解説板等による表示といたしたい。

表示方法については、正殿(SB436)を立体表示、八脚門(SB434)を復元展示、政庁塀を半立体表示、それ以外の遺構は平面表示といたしたい。

A委員

基本計画を策定した久留倍遺跡調査整備指導委員会でG先生、H先生といった調査に直接関わった先生方と遺構をどう評価するのかをかなり長く検討した。そのときもいろいろな意見が出たが確定していない。

今日、それぞれ意見があると思うが、まとまらなければ次回委員会でも良いと思う。立体表示にするか平面表示にするかについても前回委員会では方向性は出ていない。この辺りの部分も今日確定するのだろうか。みなさんの意見で良いとなれば良いが課題もあるのでしっかり時間をとって審議すると良いと思う。

まず変遷案について意見はありますか？

C委員

あれだけの量の発掘調査を集約するのは大変だと思う。まずは敬意を表したい。

事務局から示された変遷案が良いのかどうか確認はない。

発掘調査報告書はこれから出るが、それを待ってられないという状況ということを知った。発掘調査成果に基づいて正しく活用できるように史跡整備するのが根本原則である。この場で変遷案を確定して良いのか、ゆっくりはできないが納得できる、研究者の納得も大事だが、これから歴史を学んでいく子供達に責任ある材料を委員会として提供できるか。またそれらを活用していく地元の方の納得も必要だ。

資料7(p11)において 期の聖武天皇の行幸において官衙であることは間違いはないが、郡衙のどの部分であるか特定できない。可能性も想定である。この場所は朝明郡衙を聖武天皇が通過したことは間違いのない史実である。もっと表面に出せないか。壬申の乱の大海人皇子はこの辺だろうということであるが、聖武天皇の方がより歴史的にも近いので、 期も位置づけた上で、遺構表示は難しいと思うが説明板だけでなく、何かできないか。史実が残っているだけに工夫できないか知恵を絞っていく必要がある。

B委員

C委員の意見は最もである。発掘調査の成果は報告書の刊行で還元する。その成果に基づいて整備するのが肝要。事情があるため、整備が先行するのはわかるが、調

査された方、調査に関わって指導された先生方の意見こそが大きな前提となる。

報告書はいつ頃に出るのか？いつ頃でるのか分かれば刊行に合わせて整備のレイアウトを決める。3時期の内容は大きく変わらないと思うが、3時期の内の 期と期を表示整備することに問題がある。C委員の意見は 期を強調すべきだとするが、原案では 期を表示しないということになっている。 期を表示しなくて良いのか。今年度の中に細かい表示について議論することにし、まずは排水など急ぎの大きな造成は現実的な処理をする。また、表示についてはもう少し慎重議論し、報告書がでる段階まで待ってはどうか。

- A委員 確認したい点が2点ある。一つ目は、発掘調査報告書はいつ出るのか？二つ目は、変遷案は今日確定するのか？
- 事務局 弥生時代から室町時代までの膨大な資料があり、現在精査している。平成24年度末に報告書を出す予定であるが、今回変遷案を提示させてもらったように先行して奈良時代の整理を行っている。報告書の刊行は来年度だが、古代に関する成果は基本設計と並行して進めている。早くに公表できればと考えており、基本設計の公表の前後ぐらいにはと考えている。
- 報告書の中では、先生方のご意見を頂いているのでいろいろな案に触れながらとりまとめを行う。しかし、整備はひとつひとつ進めていかなければならない事情がある。今回提示した変遷案は、ひとつの考え方と理解して頂きたい。整備方針としては 期、 期、 期という形でご了解を得たい。C委員からの意見は表示の中で努力するというご理解頂きたい。整備に当たっては各論あるなかの一つを示すが、報告書には各論表記をする。基本設計の中ではいくつかの案の中で今回提示した事務局の変遷案に基づいた現地表示をいたしたい。今回は表示とガイダンス施設の計画がある。どこまでいっても正解はないが、逆に各論様々な考え方があるというようなことを展示あるいは解説していきたい。現地表示においては一つにまとめないと進められないとご理解頂きたい。事務局としては本日ご了解を得たいという強い思いはある。
- D委員 久留倍遺跡調査整備指導委員会の意見のことはわからないが、教育委員会で言われている正殿、脇殿といったものが郡衙でない理由、正倉院と言われている倉庫群は正倉院でないと言われているのか。
- A委員 H先生は、東向きのコの字型配置の遺構をどう評価するか、具体的に郡衙ということは出していない。ひとつは東向きである。だからといって何だとはまだ具体的に出していない。H先生は 期については北西に黄色の総柱建物（SB428）が1基あるが赤も含めて全体は倉庫ではないかとおっしゃっている。長大な建物もいわゆる穀物を入れる総柱の倉庫でなく、軽物を入れておく倉として評価するべきでないかとおっしゃっている。
- 個人的には東向いているものは駅家ではないかと思う。
- D委員 正倉院の総柱建物は米ではなく何を入れるのですか？
- A委員 軽い物、軽物、香草などとおっしゃっていた。H先生は普通の総柱ではない倉庫があるとおっしゃっていた。全体が倉庫であるとおっしゃっていた。

事務局

委員会に先立ち、基本計画を策定した先生方に報告に行った。

H先生に事務局案を説明したがよし悪しの判断は無かった。東向きの政庁という捉え方で説明を行ったら、常陸の国府跡の第 期、時代でいうと7世紀末、690年頃だと思うが、真東を向いた政庁跡が発掘事例として出てきているので比較検討してはどうかとご教示いただいた。東向きの事例がないわけではない。判断は無かったが、事務局案についてご理解して頂いたと考えている。

G先生にも説明を行った。 期、 期、 期の考え方を説明したところ評衙の可能性については強く否定はされなかった。

D委員

東向きなどをまったく抜きにしてプラン、倉庫の柱保持などを考えた時に郡衙でないかと否定できるものがあるか？遺物か？逆に言うと例えば政庁だとか群衙の正倉院などと言った時に否定できる根拠があるとやりにくい。もしなければ正当な論理だと思う。コの字型配置をとっている正殿、脇殿、八脚門から言うと少なくともこの地域を考えると郡衙を考えて然るべきだと思う。正倉の配置、区画溝があるということは火災よけの意味がある。ある意味理解できる。

文献も含めて考えていくと朝明郡の特色が東面する、朝で東を意識する。文面に沿う。また、 期と 期は東面する建物配置であり、 期だけが南面し全然違う。絶えず頂部に建てている政庁の所の東面する政庁がなくなると南面思考となる。下の裾部は東面と南面が入るが時代別に整理される。 - 期の下部は完全に東面思考した建物配置である。 期になると上に上がり、とっばらって南面となり、下部も南面配置となる。面白いのは - 期に政庁をとっばらった上に南面する長大する建物が残るが、下部が郡衙の政庁をどこにおいたのかと思う。2棟正殿風のものがあるがこれは東面思考の感じである。政庁はどこにいったか考えると、 - 期を考えると東面を考えながら上をやめて下へもってきたのか。全体の建物配置からすると 期は南面思考している。 期は東面思考、東を意識している。正倉群も基本的に溝掘り方を見ると初期は広大な尾根に沿った倉庫群であるが最後に残ったのは東面思考を基本的にしていると思う。朝明郡が他の郡にない特色だと思う。郡衙でないかと100%否定できるかと言ったらできない。世の中に出ている発掘事例でいうと郡衙が最も妥当性を持っている。倉庫群でも朝明郡でこれだけの立派な柱を持ち、まして区画溝を持つのは郡レベルでないと考えられない。

見せてありえないと言われるのが怖い。100%否定できる根拠を言われた時に否定出来ないかと復元に弱みを持つ。世の中に出ている官衙遺構を見てもコの字型配置は官衙であり、まして南を向くのが基本で天子南面思想で全部そうなるが、東向きが朝明郡の特色であり、八脚門を持っているのは基本的には郡衙以外にあり得ないと思う。

E委員

ここの特徴は 期の政庁部分、 期の東西棟を中心とする建物、 期になると正倉になると言うことで、時期的に政庁と正倉の時期がセットではなくてずれているのが特徴であるが整備がむずかしい部分だと思う。

通常、郡衙と認識するには政庁もある程度の部分がでて同じような時期の正倉部分が併存しているので郡衙と認める場合が多いが、政庁だけ、それから背後にいくつか倉があるが、正倉院と言えるのかわからないが、A委員がおっしゃったように駅家の可能性も否定できない。しかし、郡衙を100%否定するべきものではない。

遺構をどう考えるのかという問題、報告書に向けての課題となるが、また別に整備で一体どういう風にしていくのかという大きな問題が二つある。

報告書への向けてのとらえかたの問題で、造営方位があるが、ここの郡衙の特徴は

東を向いた丘陵上に建つことであり、地形に影響される部分がある。一番上に建つ倉が3つある。1つだけ時期を遅らせている。造営方位の問題だと思うが、造営方位だけでなく、地形だとか柱間寸法などを見ても下の多くの正倉と見比べても柱間寸法が大きく見える。どちらかという上に建つものと一連と見た方が良いと思う。そういう別の観点から見ることもできるので検討してもらいたい。

A委員

1棟だけ時期が新しいことについては以前から古い時期に入るといった意見も出ていた。掘り方はまったく他の赤の建物(期)と同じであり、方位だけ違うけれども掘り方から見れば同じ時期と考えて良いのではないかという意見があった。私もそう思う。

郡衙であることを否定する材料にはならないが、駅家という可能性も意見としてはある。コの字型配置をとる八脚門をもつ駅家もいくつかある。なおかつ駅家は道路に面する。方位は道路に規制される。それぞれ街道がどこを通るのかで変わる。東海道がどこを通るのか検討も合わせてする必要がある。可能性として郡衙ではなく駅家であるという可能性もある。但し、郡衙を否定するものであるかということとそういうわけではない。そうなると事務局案を聞いた時に絶対的に郡衙であるのか評衙であるのかははっきり謳わなければいけないのか？今日確定しなければならないのか？

事務局

まず一番上に建つ倉(SB428・429・430)の考え方が、再度ご意見を踏まえて検討したい。最終的にどういう形になるかは報告書で示したい。

駅家については、事務局としても可能性を想定している。多くの可能性の中からこういったものがより高い妥当性があるのか、一般の方に示した時にどういうものがわかりやすいかを捉え、現時点ではD委員がおっしゃられたご意見にもあるように、コの字型配置、八脚門、その時の正倉の一部ではないかということで、郡衙政庁であると考えている。

D委員

西に青木谷遺跡があり、尾根が繋がっている。ある意味で倉庫が2つしかないが、もっとあった可能性がある。かつてあった可能性が十分ある。

東を向いていたものを急にとっばらって南に向けたところにやはり聖武天皇への意識、天子南面の思想がある。その場合、この建物には聖武天皇は来ていないと思う。天皇は高い所であり、臣下が高いのはおかしい。上の部分にあった可能性を考えてみても良い。

A委員がおっしゃった下に東海道でないかといわれている道があるが、郡伝路、郡と郡を繋ぐ道と考えた方が良い。朝明郡の郡衙には伝馬が5頭ずつ置かれていた。この道は壬申の乱の時に三重からきて朝明郡に至る。古い意味での間道と考えてよい。駅路は別にあると考える。恐らく聖武天皇が行幸されるときに駅路は使ってないと思う。国司が国内を巡航するときと同じように地域の郡司の館を利用し、地域の治世を検分していく。また郡司の接待を受けていた部分があった。駅路を行幸で500人通ると交通、通信が途絶する。別に駅路があって通信を果たせる箇所を確保しながら古代豪族の施設を利用した。間違いなく朝明郡に泊まった。そういう意味から郡衙であることを強調した方が良い。どこにでもある史跡ではなく聖武天皇が行幸に関わったということ。東から南に向けたのが大きい意味がある。

おそらく結論は出ないと思う。こういう意見もある等とまとめると良い。

B委員

指定理由は文化庁が指定したときのものか？

- 事務局 はい。
- B委員 だったら、官衙の政庁や正倉院であることが判明したなど、遺構の評価の大きな考え方は動かないと思う。期、期、期の3時期をどのように整備をするのかをここでこれ以上議論しても進まない。指定理由の方向で、次の段階に進むのが現実的である。
- A委員 大きく3期あることに異論はないと思うが、表示の仕方に関する意見が出ている。今確定すると後から融通が利かなくなることから、原案としてたたき台として出すとしても、1回目の委員会で決めるのもどうかと思うので表現方法についても今日だけでは時間が足りない。大まかな方法として3期表示をする。具体的に 期をどうするかは煮詰めてからで良いのではないか。
- アドバイザー-2 今回検討しているのが基本設計であり、基本設計をどこまでするのかということがあるが今回の委員会と8月、9月に委員会を行い、基本設計を固める。それから基本設計に基づき、来年度整備についての実施設計を行う。基本的な考え方として ~ 期の考え方は良いが、それぞれの細かいものは今後工夫の余地があるため基本設計に入れるのか、実施設計の中で議論するのかがある。今回は ~ 期の大きな分け方だけ議論して頂いたという所で良いと思う。
- A委員 アドバイザーの方々から何かありますか。
- アドバイザー-3 地元から言うと排水の問題がある。平成28年度完成としているが、完成するまでの過程でどう地元が関わるのか。地元の意見を入れていくのか。完成してからの管理運営等セキュリティーを含めて、どう計画していくかが地元にとって関心事である。今回これから造っていくものであるから問題のないものを造ってほしいと思う。
第1回目に出席させて頂いたが、郡衙であるとか、 ~ 期の件は先生方にまかせたい。その後の運営を地元は第1に考えたい。いいものをつくるに当たってこうしたらどうかという専門的な意見を頂きたい。2回目、3回目の委員会では地元の意見を集約し意見していきたい。
- A委員 それでは、基本設計の課題を説明してください。
- 事務局 資料9 (p15・16) をご覧下さい。これから基本設計の素案を策定していくが、基本設計の策定には様々な課題がある。資料9に12点ほど挙げているが、これらの課題については、今後検討を行っていく。その他にも課題があればご教示いただきたい。
- F委員 小さい子供を連れて来たときにトイレはガイダンス施設にあるが、政庁付近でトイレに行きたくなったらどうするか。西側の道路側付近にトイレがあると良いと思う。
- A委員 具体的な場所は検討されると思うが、基本設計の課題として挙がっていないため、課題の一つとして追加して頂けたら。
- 事務局 わかりました。

- A委員 基本的には報告書で整理されるであろう3期変遷は全員で一致した。基本的には郡衙の可能性が高いと言う点は問題ないと思うが、次回の委員会で表現の仕方を検討する。
- 八脚門は復元展示としているが今回検討していない。今回決めなくても基本設計をして復元するかどうか審議したらどうか。もう少し時間をかけて決めていけば良いと思う。期の表示についても次回以降にもう少し詰めて検討する。
- C委員 いろいろな意見があった。遺構の解釈、土器が少なく、時代の判定は難しい。A委員にうまくまとめて頂いたが、8月上旬に委員会、もう1回委員会を行うのか詳細なスケジュールを決めた方が良い。
- 事務局 2回目の委員会は8月8日の月曜日の13:30から。委員会は今日を含めて3回を予定しているが、資料を整えて各委員に説明させていただきたく、会議以外でもやり取りをさせて頂きたい。
- A委員 次回の委員会までの間に各委員に整備のイメージを持っていただくために草刈りをして頂けないか？ぜひ、現地を見ながら検討した方が良い。
- 事務局 わかりました
- アドバイザー-2 今回は発掘調査が主だった。次回の委員会では整備の具体的な方向性を煮詰めるということで良いか。
- 事務局 はい。
- E委員 次回の委員会時に用意して頂きたい資料として、時期の違う遺構を表示する他事例があるのかどうか。普通は同時期、同時併存だと思うが、あるのであれば調べて頂きたい。
- 期が今回反映されていないが、管理運営に密接に関わるが、ハード整備ではなく、ソフトな整備として、今年は期の柱を建てる。来年は期、再来年は期の柱を建てる。3年に1回は3期の内の期が見られる。もっと細かくすると8年に1回 - 期の遺構が見られる。そのようなことをやっているところは手間がかかるためないと思うがそういうことも視野にいれたらどうか。
- 事務局 わかりました。
- アドバイザー-2 文化庁の補助金を受ける予定をされているので、文化庁の指導が必要となる。1回目、2回目の委員会は日程の都合上出席していただくことはできないが、3回目は出席してもらいたいと考えている。今回の内容は文化庁へ説明する。

以上